

## 申告と納税は正しくお早めに

- ・報酬明細書
  - ② 営業、農業などの事業所得や不動産所得のある方
  - ・収支内訳書
  - ③ 配当所得のある方
  - ・配当などの支払通知書
  - ④ 一時所得、譲渡所得などのある方
  - ・支払明細書や売買契約書などの書類
  - ⑤ 医療費控除を受ける方
  - ・医療費の明細書（集計表）
  - ・医療費の領収書
  - ・保険などで補てんされた金額の分かる書類
  - ⑥ 社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除を受ける方
  - ・各種保険料の払込（控除）証明書
  - ⑦ 住宅借入金等特別控除を受ける方
  - ・住民票の写し
  - ・家屋の登記簿謄本など
  - ・住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
  - ・家屋の売買契約書または建築工事請負契約書の写し
  - ⑧ 雑損控除を受ける方
  - ・被災証明書
  - ・被害資産の内容・状況などの分かるもの
  - ・被害資産の取り壊し費用などの明細と領収書
  - ・保険などで補てんされた金額の分かる書類
  - ⑨ 寄附金控除を受ける方
  - ・特定寄附金などの受領書
- ※ 収支内訳書や医療費の集計表は

### 平成24年分所得税控除の主な改正点

☆ 生命保険料控除の対象に新たに介護医療保険料が加わりました。

- ① 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）に係る控除額  
 一般の新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料の控除適用限度額はそれぞれ4万円で、適用限度額の合計額は12万円です。

年間の支払保険料の合計額	控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円
40,000円超 80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円
80,000円超	一律に40,000円

- ② 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）に係る控除額  
 一般の旧生命保険料、旧個人年金保険料の控除適用限度額はそれぞれ5万円で、適用限度額の合計額は10万円です。

年間の支払保険料の合計額	控除額
25,000円以下	支払保険料等の全額
25,000円超 50,000円以下	支払保険料等×1/2+12,500円
50,000円超 100,000円以下	支払保険料等×1/4+25,000円
100,000円超	一律に50,000円

- ③ 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額  
 新契約と旧契約の双方について一般生命保険料控除または個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、前記①または②にかかわらず、一般生命保険料控除または個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額（上限4万円）となります。

- イ 新契約の支払保険料の合計額につき、前記①により計算した金額
- ロ 旧契約の支払保険料の合計額につき、前記②により計算した金額

☆ 介護福祉士が診療の補助として行う喀痰（かくたん）吸引等に係る費用（平成24年4月1日以後に支払ったもの）も医療費控除の対象となります。

※ 税金の還付は、申告者本人名義の口座に振り込まれます。申告会の職員が作成することはできません。事前に作成してください。申告会の職員が作成することはできません。申告者の口座番号の分かるものが必要になりますので、忘れずに用意してください。

※ 申告者の口座に振り込まれます。申告会の職員が作成することはできません。申告者の口座番号の分かるものが必要になりますので、忘れずに用意してください。

### ◎ 医療費控除の注意事項

医療費控除として所得から差し引かれるのは、平成24年中に実際に支払った医療費から保険などで補てんされる額を引き、残った金額から10万円または総所得金額等の5パーセントのいずれか少ない額を差し引いた残りの金額です。

計算式は、次のとおりです。

控除額（限度額200万円）  
 =（支払った医療費の合計額－保険などで補てんされる額）－10万円または総所得金額等の5パーセントのいずれか少ない額

次のような費用は医療費控除の対象になりません

- ・医師などに対する謝礼
- ・健康診断や美容整形の費用
- ・疾病予防や健康増進などのための医薬品や健康食品の購入費
- ・親族に支払う療養上の世話の費用
- ・治療を受けるのに直接必要としない近視や遠視の眼鏡の購入費
- ・通院のための自家用車のガソリン代、分べんのため実家へ帰るときの交通費
- ・症状からみて急を要しない場合のタクシー代